

## 日南市防災士養成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災の担い手を養成し、もって地域防災力の向上を推進することを目的として、防災士資格取得に係る経費の補助について、予算の範囲内で交付するものとし、その交付に必要な事項を定めるものとする。

2 防災士資格取得に係る経費に対して市が交付する補助金については、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱について「防災士」とは、地域社会の様々な場において減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有するものとして、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

### (事業対象者)

第3条 本事業の補助対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修を受講し、防災士認証登録を行った者
- (2) 日南市に住所を有し、防災士の資格取得後、積極的に地域の防災活動に関わる意思がある者
- (3) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による支援を受けていない者又は受ける予定でない者

### (事業対象経費)

第4条 本事業の対象となる経費は、以下の経費とし、予算の範囲内で支給するものとする。ただし、防災士資格に合格となった日から起算して、1年以内のものとする。

- (1) 防災士資格試験受験料一人一回につき3,000円
- (2) 防災士資格認証登録料一人一回につき5,000円

### (補助金申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、日南市防災士養成事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第2号）
- (2) 収支決算書（別記様式第3号）
- (3) 第4条に規定する経費の支払いを証明する書類の写し

- (4) 防災士資格試験に合格したことを証明する書類の写し
- (5) 日南市暴力団排除条例（平成 23 年日南市条例第 29 号）に基づく誓約書兼同意書（別記様式第 4 号）

（補助金交付決定及び額の確定等）

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、適当と認めるものについて、補助金等交付決定及び額の確定を行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第 5 号）により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、補助対象者が日南市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者に該当する者であるとき又は指定が適当でない判断する場合は、前項に定める交付の決定を行わないものとし、その旨通知するものとする。

（補助金請求）

第 7 条 補助対象者は、規則第 17 条の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第 6 号）に補助金振込先の通帳の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助方法）

第 8 条 補助金は、精算払いにより交付する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 制定理由

地域防災力の向上を推進することを目的に地域防災の担い手となる防災士を養成するため、その資格取得に係る経費の補助手続きに関して定めるものである。